

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月3日

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 清水 明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 清水 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月2日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社インフォトップキャピタル（以下「ITC」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を、ITCが株式会社インフォトップ（以下、「IT」といいます。）の株主であるInfotop Holdings Limited（以下、「ITHD」といいます。）と株式譲渡契約の締結をすることを前提条件として行うことを決議し、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社インフォトップキャピタル
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
代表者の氏名	代表取締役 市之川 匡史
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円（平成27年3月2日現在）
総資産の額	10百万円（平成27年3月2日現在）
事業の内容	有価証券の取得および保有 インターネットサービス事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ITCは平成27年2月18日に設立されており、最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年3月2日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
高濱 憲一	50.00%
菅野 秀彦	50.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、オンラインコンテンツ事業を主として「Klee（クレー）～月ノ零舞う街より～」 「ガンガン！！バトルRUSH！」等の人気タイトルを始めとしたスマートフォン、タブレット向けのモバイルコンテンツの企画、開発、運営並びにオンラインゲームの配信、運営を行っております。

ITは、オンライン電子出版に特化したアフィリエイト事業を展開しており、平成26年7月期は、売上高1,991百万円、営業利益504百万円、経常利益532百万円と業績は好調に推移しております。

ITCは、ITの株式保有を目的として平成27年2月18日設立いたしました。ITCは、ITの株主であるITHDより、ITの全株式を取得する株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡」という。）を平成27年3月30日締結予定としており、本株式譲渡にてITをITCの完全子会社とすることを本株式交換の前提条件としております。今後、ITCは、ITを完全子会社とする持株会社として、ITの事業拡大、並びに収益拡大を図り、将来的には合併等も検討しております。

近年、当社を取り巻く経営環境は、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い引き続き市場拡大を続けておりますが、ユーザーのニーズは多様化・高度化しており、今後も開発費・広告宣伝費等の先行投資が見込まれます。このような経営環境の中、当社グループでの安定的な収益基盤であるITサービス事業の事業領域の拡大による収益基盤の強化が、今後の当社グループの安定的な事業経営になると判断し、アフィリエイト事業を展開するITとの連携により当社ITサービス事業の基盤強化が実現でき、ITにおいても当社の子会社になりITサービス事業の支援を受けることで、今後の事業発展につながるのではないかと協議を申し入れました。また、当社子会社が行っているレンタルサーバー等のITサービス事業と、ITCの100%子会社となるITのアフィリエイト事業との連携によって、完全子会社化後のITの改編に伴うシステム構築、運営、モバイル事業への参入において当社グループの培ってきたノウハウを生かし、シナジー効果を最大限に発揮して、各社の更なる発展につながると考えております。

それぞれが培ってきた技術やノウハウを生かしながら、各社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、ITC及びITが当社のグループに加わることで、事業領域の拡大及びより強固な収益基盤の確立、更なる企業価値の向上が目指せるものとして合意に至り、本株式交換による完全子会社化を行うことになりました。

今後、当社グループ及びITC並びにITはインターネットサービスにおける相互活用により、各社の強みを生かしてさらなる成長の実現を目指しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ITCを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、平成27年3月27日開催予定の当社定時株主総会の特別決議により承認を得て、ITCについては、平成27年3月27日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年4月24日を効力発生日として行われる予定であり、本株式交換の概要は以下のとおりです。

() 本株式交換の概要

(ア) ITCの設立

本株式交換の検討段階において、ITの企業価値を算定し当社とITとの株式交換を検討しましたが、ITの企業価値は3,700百万円～4,500百万円と株式交換規模が大きいため、一旦ITCを設立し、ITCがITを完全子会社とする際に、ITCによる借入の実施及びITCの株主2名に一部資金負担してもらうことにより、本株式交換による当社株式の希薄化を最小限にとどめることができるため、ITCがITを完全子会社化する株式譲渡契約を前提条件として本株式交換を行うことを決定いたしました。

ITCによる、IT株式取得については借入1,200百万円（見込み額）及び新株予約権付社債10百万円（見込み額）の発行を予定しております。借入については、株式交換効力発生日後よりITが獲得する収益から返済していく予定で、現在借入先を検討しております。また、ITCの新株予約権付社債については、ITCの株主2名に対し10百万円（見込み額）の発行を見込んでおります。ITCの株主2名には、今後も顧問としてITの運営全般にわたって支援を受ける予定であります。新株予約権の将来的な行使時期については双方で協議するとともに、転換価額については、行使時期に再度転換価額の株価算定を行うこととしております。また、ITCの新株予約権付社債が普通株式に転換された際に、当社の完全子会社でなくなる可能性もございますが、連結子会社としては存続するような転換割合で発行する旨、口頭にて双方で合意しております。

(イ) IT株式譲受の実施（株式譲渡実行日：平成27年3月31日（予定））

ITCが、ITの発行済株式の全部を株主であるITHDから借入金1,200百万円（見込み額）及び新株予約権付社債10百万円（見込み額）の合計額である1,210百万円（見込み額）で取得し、完全子会社化します。ITの企業価値は3,700百万円～4,500百万円であることから、ITCの企業価値を純資産価額方式で算定すると、ITの取得1,210百万円（見込み額）の差分となる2,490百万円～3,290百万円が本株式交換の対象となり、実質的にIT株式取得価額の一部となります。

(ウ) 本株式交換の実施（株式交換効力発生日：平成27年4月24日（予定））

当社を株式交換完全親会社とし、ITCを株式交換完全子会社とする本株式交換を実施します。ITCがITの全株式を取得し、完全子会社とする株式譲渡契約を本株式交換の前提条件としております。これによりITCは当社の完全子会社となります。

() ITの概要

商号	株式会社インフォトップ
----	-------------

本店の所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
代表者の氏名	代表取締役 市之川 匡史
資本金の額	15百万円
純資産の額	1,119百万円（平成26年7月31日現在）
総資産の額	3,410百万円（平成26年7月31日現在）
事業の内容	電子出版・販売ポータルサイト

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
売上高	11,019	（注） 1,829	（注） 1,991
営業利益	251	525	504
経常利益	266	492	532
当期純利益	161	292	323

（注）平成25年7月期より売上高の計上方法を従来の総額方式から純額方式へ変更しております。

（ ）本株式交換の日程

I T C 設立日	平成 27年 2月 18日
株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	平成 27年 3月 2日
株式交換契約締結日	平成 27年 3月 2日
定時株主総会にて株式交換承認（当社）	平成 27年 3月 27日（予定）
臨時株主総会にて株式交換承認（I T C）	平成 27年 3月 27日（予定）
株式譲渡契約日（I T C 及び I T）	平成 27年 3月 30日（予定）
株式譲渡実行日	平成 27年 3月 31日（予定）
株式交換効力発生日	平成 27年 4月 24日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アエリア （完全親会社）	株式会社インフォトップキャピタル （完全子会社）
株式交換比率	1	4,417
株式交換により交付する株式数	普通株式：883,400株	

（注1）株式の割当比率

I T C の普通株式 1 株に対して、当社の株式4,417株を割当て交付いたします。

（注2）本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：883,400株

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになる I T C の株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

株式交換契約の内容

当社及びI T Cが平成27年3月2日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アエリア（住所：東京都港区赤坂五丁目2番20号。以下「甲」という。）と株式会社インフォトップキャピタル（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号。以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に4,417を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

なお、前段に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日（第4条にて定義する。）までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 本株式交換により資本金の額は増加させません。
- (2) 資本準備金 会社法計算規則に従い、甲が別途定める額

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年4月24日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換の停止条件）

本株式交換の効力の発生は、効力発生日の前日までに乙が株式会社インフォトップ（本店所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号）の発行済株式の全部を取得することを停止条件とする。

第6条（株主総会）

1. 甲は、平成27年3月27日を開催予定日とする定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、平成27年3月27日を開催予定日とする臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。
3. 本契約は、効力発生日までに、本条に規定する甲の株主総会の承認又は乙の株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第7条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年3月2日

東京都港区赤坂五丁目2番20号
甲：株式会社アエリア
代表取締役社長 小林 祐介

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
乙：株式会インフォトップキャピタル
代表取締役 市之川 匡史

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びITC（IT含む）から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）を選定し、平成27年2月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、TFAは当社及びITC（IT含む）の関連当事者には該当せず、当社及びITC（IT含む）との間で重要な利害関係を有しません。

TFAは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成27年2月27日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値単純平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるという問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値～最大値を市場株価法による算定結果としております。

当社株式の1株当たりの株式価値

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	1,448.50 ~ 2,274.00

一方、ITCの株式については、ITの株式保有を目的として設立され、今後事業を行う予定はない会社であるため、ITCが保有予定とするITの株式をDCF法で評価し、その価値を加味した純資産価額方式による算定を採用しました。

ITは、今後事業の継続を前提としており、事業計画も作成されていることから、収益性及び将来性等に着目したDCF法を採用いたしました。DCF法においては、ITの5カ年事業計画を基礎算定として算出した将来キャッシュフローを現在価値に割引くことによって企業価値を算定しており、前提とした財務予測には、平成27年7月期：営業利益578,902千円、平成28年7月期：営業利益601,107千円、平成29年7月期：営業利益636,424千円、平成30年7月期：営業利益687,349千円、平成31年7月期：営業利益729,755千円と大幅な減益は見込んでおりません。また、ITCの借入金は、ITの事業収益からの返済を予定しておりますが、事業計画に与える影響は軽微であると考えております。DCF法における算定の前提としたITの事業計画には、親会

社であるITCの借入金の返済は考慮しておりません。ITCの借入金については、ITC株式の純資産価額法における評価においてその分を控除して評価しておりますので、ITC株式の評価を通じてみれば、評価額は適正となっております。

IT株式の1株当たり株式価値

採用手法	算定結果(円)
DCF法	8,437,622 ~ 10,312,649

ITCは、ITの全株式を取得することを前提とした貸借対照表を基礎として、ITC及びITの平成27年2月27日時点の財務内容について検討し、それに基づき貸借対照表を修正し、純資産額及び1株当たり純資産額を算定しております。

なお、株式価値算定に当たって、ITCより算定基準日後に借入及び新株予約権付社債の発行を予定していることを確認しておりますので、こちらを加味して算定しております。

ITC株式の1株当たり株式価値

採用手法	算定結果(円)
純資産価額方式	12,436,203 ~ 16,533,137

上記方式において算定されたITCの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	ITC	
市場株価法	純資産価額方式	5,469 ~ 11,414

TFAは、株式交換比率の分析に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、各社の財務予測については各社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの株式交換比率の分析は、平成27年2月27日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

算定の経緯

当社及びITC(IT含む)は、独立した第三者算定機関であるTFAから提出を受けた株式交換比率の算定結果、ならびに当社及びITC(IT含む)の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、株式交換比率の算定結果の下限を下回るものの、上場会社である当社株式の希薄化を最小限にとどめることができ、ITCが当社の管理統制のもと事業運営を行うことは、中長期的には両社の企業価値の向上に資するものであるとの判断から、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

TFAは、当社及びITCの関連当事者には該当せず、当社及びITCとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	236百万円

純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	オンラインコンテンツ事業 ITサービス事業

以上